

毎週火、金曜日発行(但休日にかぎらず)
昭和四年四月十五日第三種郵便物
平日

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県管理立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例
- 鳥取県営企業の組織に関する条例
- 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 鳥取県船舶使用料条例の一部を改正する条例
- 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例
- ◇ 規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則
- ◇ 人事規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

条例

鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県管理立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県管理立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の規定に基づき、鳥取県が経営する工業用水道事業及び埋立事業について、それぞれ法の規定の全部を昭和三十八年五月二十日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営企業の組織に関する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

鳥取県管企業の組織に関する条例

(鳥取県企業局の設置)

第一条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第十四条の規定に基づき、県に鳥取県企業局を置く。

2 鳥取県企業局は、次の各号に掲げる事業を行なう。

- 一 電気事業
- 二 工業用水道事業
- 三 埋立事業

(管理者)

第二条 前条第二項各号に掲げる事業には、法第七条第一項ただし書の規定により管理者は置かない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県管電気事業の組織に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 鳥取県管電気事業の組織に関する条例(昭和三十

二年七月鳥取県条例第二十一号)

二 鳥取県管電気事業に管理者を置かないことを定める条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十号)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例等の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を

次のように改正する。

第一条中「鳥取県管電気事業に従事する」を削る。

(地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定

する者の範囲を定める条例の一部改正)

第二条 地方公営企業労働関係法第五条第一項ただし書に規定する者の範囲を定める条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

この条例中「鳥取県電気局」を「鳥取県企業局」に改める。

(鳥取県管電気事業の契約の方法の特例に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県管電気事業の契約の方法の特例に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「鳥取県管電気事業」を「鳥取県管企業」に改める。

(鳥取県管電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県管電気事業の業務状況書の作成及び公表に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「鳥取県管電気事業」を「鳥取県管企業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「電気局」を「企業局」に改める。

第二条第一項第一号中「三、四五一人」を「三、四四

六人」に改め、同条同項同号ロ中「三八一人」を「三七六人」に改め、同条同項第九号を次のように改める。

九 企業局の職員 九五八

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

具有船舶使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十一号

具有船舶使用料条例の一部を改正する条例

具有船舶使用料条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥第三 四三〇円」を「鳥第三 四三〇円
鳥第五 四二〇円」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十二号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「電気局」を「企業局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

の一部の施行期日を定める規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則(昭和三十八年五月鳥取県規則第二十二号)附則ただし書の改正規定の施行期日は、昭和三十八年五月二十日とする。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月二十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

中海日野川総合開発調査局	局	長	次	長	課	長	課	長	課	長
電気局	次局	長	課	長	課長補佐	庶務係長	経理係長	庶務係長	経理係長	庶務係長
発電所	所	長	所	長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長
発電建設事務所	所	長	工務課長	庶務課長	庶務課長	庶務課長	庶務課長	庶務課長	庶務課長	庶務課長
企業局	次局	長	課	長	課長補佐	庶務係長	経理係長	庶務係長	経理係長	庶務係長
発電所	所	長	所	長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長
日野川工業用水道建設事務所	所	長	所	長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長	庶務係長

を削り、

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。